

一般事業主行動計画(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 課題

全体の女性採用数、雇用者数において半数を上回っているが管理職の定着については男女差に開きがある。

3. 内容

目標1：管理職（副主任以上）に占める女性割合を40%以上とする

<対策>

- 令和4年4月～ 管理職を対象に会議にて女性活躍に関する意見交換を実施
- 令和4年9月～ 管理職を中心に、その対策や解決策を協議する
- 令和5年4月～ 昇進基準の検討及び作成、運用にあたっての課題を検証
- 令和5年9月～ 人事評価が高い女性職員を選抜する
- 令和6年4月～ 対象となる女性職員のスキルアップ(管理者育成)を推進していく
- 令和7年4月～ 現在不在の管理職ポストも含め優秀な女性職員を積極的に登用する

女性の職業生活における活躍に関する情報の公表

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ●採用した労働者に占める女性労働者の割合（令和3年度） | 66.7% |
| ●労働者に占める女性労働者の割合（令和4年3月現在） | 62.0% |
| ●管理職に占める女性労働者の割合（令和4年3月現在） | 35.7% |
| ●男女の平均勤続年数（勤続5年以上の正職員） | 男性 11.8年・女性 12.5年 |
| ●職員の一か月当たりの平均残業時間 | 3.7時間 |